

## 令和5年度第3回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年1月26日（金）  
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 委員会室
- 3 招 集 日 令和6年1月12日
- 4 出席委員 今井 博之、安江 裕子、笠原 裕司、池田 郁雄  
三木 哲、藍川 治助、倉野 美知子、木川 稔
- 5 欠席委員 福田 芙美子、吉田 春美、高杉 幹、堀内 龍文
- 6 事務局 吉野市民生活部次長兼保険年金課長、海老根保険年金課長補佐、山崎保険年金課長補佐兼国民健康保険係長、中山保険料収納係長、古谷主任主事、遠藤主事、和知主事  
大屋健康増進課成人保健係長、遠藤主任栄養士、竹ノ内保健師
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 議事内容 流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）  
について（諮問）  
令和6年度流山市国民健康保険事業計画（案）について  
令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）  
について
- 9 配付資料 流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）  
令和6年度流山市国民健康保険事業計画（案）  
令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）  
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
第3期流山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）等について
- 10 会議時間 開会 午後1時15分  
閉会 午後2時55分
- 11 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和5年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、本日会長は欠席のご連絡を頂いておりますので、会長代理よりごあいさつをお願いいたします。

－会長代理挨拶－

(事務局)

続きまして、市民生活部長のあいさつとさせていただきたいところですが、公務のため、市民生活部次長兼保険年金課課長よりご挨拶を申し上げます。あわせて諮問書の交付を行います。本来であれば井崎市長から諮問書の交付を行うところですが本日公務のため出席できませんので、市民生活部次長より代読し交付させていただきます。

－市民生活次長兼保険年金課長挨拶－

－諮問書交付－

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。本日は欠席でございますので、同規則第4条の5の規定により藍川会長代理に議事進行をお願いいたします。

それでは、会長代理よろしく申し上げます。

(議長)

本日の出席者は、委員13名のところ9名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の傍聴者はなしです。

それでは、先ほど市長から諮問のありました「流山市国民健康保険事業第2期財政健全化計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。なお説明や、このあとの質疑応答については、着座のまま結構

です。

(事務局)

それでは、私から「流山市国民健康保険第2期 事業財政健全化計画(案)」について説明します。それでは失礼して着座にて説明します。お手もとの資料をご覧いただいてもかまいませんし、こちらのスクリーンをご覧いただいても結構です。1枚めくっていただいて目次をご覧ください。計画は、10の項目から構成されております。前半は主に国保の現状など、後半は今後の財政運営の方向性を示しています。まずはここで、計画の説明に当たっては、国保がどのような財政構造になっているかをご覧いただきたいので、3ページ目をご覧ください。

2. 国民健康保険の財政構造です。左側「財政構造」をご覧ください。

国民健康保険は、法令上、市の一般会計と区分して特別会計を設けて経理するため、独立採算が原則です。具体的には、必要な歳出として求められる県への事業費納付金等に見合った保険料収入等を確保する必要があります。なお、広域化後は、保険給付費については、全額県の補助金により賄われるため、直接的に収支に影響は及ぼしません。

次に右側「繰入金の仕組みについて」をご覧ください。先ほど左側で、国保は特別会計による独立採算であると申し上げましたが、例外があります。それが一般会計と財政調整積立基金からの繰入というものになります。繰入金は、「基金からの繰入金」と「一般会計からの繰入金」があります。また、一般会計からの繰入金は法令等で認められている「法定内繰入」とそれ以外に保険者の判断で行う「法定外繰入」に大別されます。更に、法定外繰入は、「決算補填等外繰入」と「決算補填等目的繰入」に分かれます。この決算補填等目的の法定外繰入金が赤字繰入として、削減・解消の対象となっています。

1ページ目をご覧ください。1. 策定の背景・目的となります。

まず(1)第1期計画についてです。こちらは、前回策定した計画で、令和元年度から令和5年度までを計画期間としています。

国民健康保険は法改正により平成30年度から県が財政運営の責任主体になりました。これが国民健康保険の広域化となります。また、市町村によっては決算補填のための一般会計からの法定外繰入(以下、「赤字繰入」という。)を行っていましたが、平成29年12月に千葉県が

策定した「千葉県国民健康保険運営方針」において、「赤字繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることなどから、解消・削減を図るべきである」とされました。このことを受け、本市国民健康保険においても令和元年度赤字繰入当初予算額である3億円を削減・解消すべき赤字繰入と設定し、当該繰入が令和5年度決算において解消されることを目標とした「流山市国民健康保険事業財政健全化計画」を計画期間、令和元年度から令和5年度を策定しました。しかし、計画期間の中間年度にあたる令和3年度に中間見直しを実施した結果、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症が国民健康保険財政にどのような影響を及ぼすのかが不透明な状況のため、計画期間中の赤字繰入については、「削減」を目指すこととし、赤字繰入「解消」の方向性については、令和6年度を始期とした次期財政健全化計画を策定する際に検討するとしたことについて、令和3年度第3回開催の当協議会で御了承いただいたところです。

2ページ目をご覧ください。

(2)第2期計画についてです。これが今回策定した計画です。現計画期間(第1期計画期間)において、県内の保険料水準の統一に向けた取組が推進され、国は法改正により都道府県国民健康保険運営方針において、「保険料水準の平準化＝県内の保険料を統一化していこう」や「財政の均衡＝赤字繰入を無くしていこう」に関して記載事項に位置付けることや当該方針の対象期間について「おおむね6年」が位置付けられました。

また、国は保険料水準の統一に向けた取組を支援するため「保険料水準統一加速化プラン」を策定しています。

つまり、国は県内保険料の統一化の早期の実現に向けて本腰を入れているということです。このことを受け、令和6年度を始期とした千葉県国民健康保険運営方針では、令和11年度までの納付金ベースでの保険料水準の統一、そして将来的な完全統一を掲げ、そのために令和12年度までの赤字繰入解消を目指すこととなっております。つまり、県は現在市町村でバラバラになっている、県内保険料を段階的に統一化を進めて、将来的には「被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どこに住んでも同じ保険料」になる県内保険料水準の完全統一を進めていきたいと考えています。そしてそのためには令和12年度までに赤字繰入の

解消が必要であると県は考えています。これらのことから、引き続き赤字繰入について計画的な解消を進める必要があります。令和6年度を始期とした「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画」令和6年度から令和11年度の6か年を策定し、赤字繰入削減・解消に向けた方針を示すものです。

4 ページ目をご覧ください。

3. 年齢構成についてです。本市国民健康保険の年齢構成になりますが、国民健康保険制度は、制度創設時においては、自営業者及び農林水産業者等が多くを占めていましたが、高齢化や産業構造の変化に伴い、会社等を退職された方や非正規雇用者等の割合が増加するとともに高齢者の割合が増加しております。本市の国民健康保険においても、65～74歳の前期高齢者が被保険者数の約45%を占めており、平均年齢が53.79歳となっています。

次に5 ページ目をご覧ください。

4. 本市全体の人口に係る年齢構成の変化についてです。

これまで、国民健康保険の加入年齢層に位置していた「団塊の世代昭和22～24年生まれ」が令和7年度までに順次75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行します。第2次ベビーブームの際に生まれた「団塊ジュニア昭和46～49年生まれ」は、計画期間の最終年度である令和11年度時点では、60歳代に達しておらず、多くは社会保険加入者であることが見込まれます。

6 ページ目をご覧ください。

5. これまでの推移と今後の見込みについてです。ここからは、国民健康保険財政に直接的な影響を及ぼす、被保険者数、保険料収入、事業費納付金、赤字繰入の各項目について、第1期期間中の推移と第2期期間中の見込みを示します。各項目の第1期計画期間と第2期計画期間における数値については下記の前提で整理しています。

初めに「第1期計画期間の推移（広域化以降含む）」についてですが、次ページ以降でお示ししますが、広域化以降の平成30年度から第1期最終年度の令和5年度までの各項目の実績値と、第1期計画策定時に示した見込値との比較を示していきます。

次に「第2期計画期間の見込について」ですが、第2期計画期間中の令和6年度から令和11年度の間には、令和7年度までに団塊の世代が

後期高齢者医療制度に移行することや国保に関わる様々な国の制度改正が予定されており、各項目の動向が不透明な状況です。また、千葉県から、事業費納付金の今後の見込みが示されていない状況です。そのため、今回の第2期計画期間中の各項目の見込については、中間見直しの年度である令和8年度までの数値を推計し、令和9年度以降の見込については、改めて中間見直しの際に推計いたします。

7 ページ目をご覧ください。

5-①被保険者数についてです。左側第1期計画期間の推移ですが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用環境の変化によって、当初見込みほど被保険者数は減少しませんでした。しかし、広域化された平成30年度から令和5年度の間、被保険者の社会保険や後期高齢者医療制度への移行、また、高齢世代の就労者の増加によって、5,156人減少しました。

次に、右側の第2期計画期間の見込みですが、令和6年度以降も以下の点から減少が続く見込みです。令和7年度までに団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する。団塊ジュニアは令和11年度までに60歳代に達しない。ここには記載していませんが国の制度改正によりさらに、社会保険の適用枠が拡大されれば、国保から社保への移行がさらに進むことも想定できます。令和8年度までの推計は、近年の減少率や流山市の年齢構成を踏まえたものです。

8 ページ目をご覧ください。

5-②保険料収入についてです。左側第1期計画期間の推移ですが、保険料収入は、いずれの年度も想定より被保険者数の減少幅が穏やかになったことにより当初見込みを上回っています。しかし、広域化された平成30年度から令和5年度の間、被保険者数の減少により約5.8億円の減少となっています。平成30年度では約36億円が令和5年度で約30億5千万円となっております。右側第2期計画期間の見込みですが、令和6年度以降も、現行の保険料率を維持した場合、被保険者数の減少により保険料収入は更に減少する見込みです。なお、令和8年度までの推計は、近年の収納実績や今後の被保険者数の減少を踏まえたもので令和8年度では約28億円と見込んでいます。

9 ページ目をご覧ください。

5-③事業費納付金についてです。注釈のとおり、事業費納付金には

医療分・後期高齢者支援金等分・介護分があり、その合計額を下記で記載しています。左側第1期計画期間の推移ですが、歳出の根幹である事業費納付金は、県が提示した4パターンの当初見込みの中間を推移しています。傾向としては、県全体で必要となる後期高齢者支援金等の増加により高止まり状態が続いており、広域化された平成30年度から令和5年度の間約1.6億円増と緩やかな上昇となっています。平成30年度約43億5千万円だったものが令和5年度では約45億円となっております。右側第2期計画期間の見込みですが、計画期間における事業費納付金の見込みについては、下記の点から不透明な状況です。さらに県も推計を示していません。まず1つ目、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することによる国保から後期高齢者医療制度への拠出額の影響です。これは同制度の給付費の4割を現役世代の支援金で賄っているため、後期高齢者医療費の増加は現役世代の負担に直結するので国保の現役世代へどのような影響を与えるか不透明な状況です。次に国の制度改正による更なる国保被保険者数の減少や後期高齢者医療制度側の負担の変化等、これは現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直し検討され改正が予定されております。

次に10ページ目をご覧ください。

5-④赤字繰入についてです。左側第1期計画期間の推移ですが、赤字繰入については、被保険者数の減少により保険料収入額が減少する一方で、事業費納付金の高止まりが続いているため、第1期計画期間の目標とした「解消すべき赤字額の3億円」を常に上回っています。右側第2期計画期間の見込みですが、現行の保険料率を維持した場合、令和8年度までの推計では被保険者数の減少により保険料収入は減少し、事業費納付金は高止まりであるため、赤字繰入額の増加が見込まれます。令和9年度以降の赤字繰入額は、事業費納付金の動向次第ではありますが、一定規模維持されることが見込まれます。広域化された平成30年度では0円でしたが令和元年度から約3億から上下しているが、令和8年度は約9億6千万円と見込んでいます。

11ページ目をご覧ください。

6. 財政調整積立基金の残高についてです。財政調整積立金残高等の推移についてですが、基金の残高は各年度決算収支における余剰金発生

により年々増え続け、令和5年度見込みで約5.3億円の残高になる見込みです。ただし、令和6年度一般会計の予算編成を踏まえ、一般会計からの赤字繰入を抑制する必要があることから、基金は令和6年度中に概ね全額取り崩す予定です。

12ページ目をご覧ください。

7. 赤字繰入削減・解消に向けた課題の整理です。国民健康保険財政における収支不足を埋める手段についてですが、本市国民健康保険は、被保険者数の減少により保険料収入が減る一方、歳出の事業費納付金は高止まりとなっています。現行の保険料率を維持した場合、被保険者数の減少に伴い、保険料収入は減少し、収支不足を補っている赤字繰入は更に増えるか、一定規模維持される見込みです。国民健康保険財政において、収支不足を埋める手段としては主に以下のとおりとなります。まず、1番目一般会計繰入金（赤字繰入）ですが、現行はこの赤字繰入に依存。しかし、国・県から削減・解消を図るべきとされています。2番目財政調整積立基金（基金繰入）ですが、令和6年度中に概ね全額取り崩す予定です。3番目収納率向上、努力支援制度交付金獲得ですが国から市の取組努力に応じてもらえる補助金です、医療費適正化等ですが、今後もこれらの取組みを継続し、収入額の確保・支出額の削減に努めますが、この手段のみで収支不足を解決することは難しい状況です。4番目保険料率改定ですが、平成28年度を最後に改定しておりません。これらを踏まえると収支不足の解決には、保険料率改定が不可欠な状況となっています。

13ページ目をご覧ください。

8. 本市保険料率の現状についてです。

左側本市保険料率と標準保険料率についてですが、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、県は市町村ごとに本来のあるべき保険料率である「市町村標準保険料率」を示しています。これは、県に支払う納付金を賄うために必要な保険料を理論的に算定したものです。本市は平成28年度以来保険料率を改定していませんが、現行の保険料率は標準保険料率の水準に達していません。真ん中の表をご覧ください、保険料は、医療分・後期高齢者支援金分、介護分の3区分からなりますが、特に「後期高齢者支援金分」について所得割・均等割が、「介護分」については均等割の乖離が大きい状況です。右側1人当たり保険料と標準保険

料の比較（年額）ですが、令和5年度予算の1人当たり保険料と標準保険料の差は28,152円と大きく乖離している状況です。左下、本市保険料率の賦課割合についてですが、保険料の賦課額の内、所得割を応能割、均等割・平等割を応益割といいます。保険制度では、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスをとった制度運営が重要です。本市の賦課割合は県平均と比べ、特に「後期高齢者支援金分」について応能偏重、県平均と比べ、より所得に応じた負担となっています。

14ページ目をご覧ください。

9. 赤字繰入削減・解消に向けた方針です。第2期計画期間中の赤字繰入削減・解消に向けた方針としては「赤字繰入削減・解消のための適切な保険料率の設定」です。繰り返しになりますが、第2期計画が開始する令和6年度以降も、引き続き被保険者数は減少し、保険料収入も減少する見込みです。県に支出する事業費納付金は今後も高止まりとなる見込みであり、その結果、赤字繰入額は増加又は一定規模維持される見込みです。また、県は県内市町村単位で、令和11年度に納付金ベースの保険料統一、令和12年度に赤字繰入解消、令和12年度以降の保険料完全統一を目指していますが、現在、本市の保険料率と県が示す市町村標準保険料率に乖離が生じています。これらのことから、令和11年度までに本市の保険料率と市町村標準保険料率の乖離を是正し、つまり赤字繰入削減・解消に向けた適切な保険料率の設定し、赤字繰入の削減・解消を目指します。なお、第2期計画中間年度の令和8年度に中間見直しを実施し、赤字解消年度等を再検討する予定としております。

最後に15ページをご覧ください。

10. その他の赤字繰入解消に向けた取組です。引き続き、①保険料収納率・額の向上②医療費の適正化及び保険者努力支援制度の活用に努め、健全な国保財政運営に努めてまいります。

以上、私からの説明は終わります。

（議長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）」について説明がありました。

本計画の質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

ご説明を受けまして、ざっくりまとめると保険料収入が減収していることと、事業費納付金がこれからも減らないだろうと、標準保険料率が他市に比べても低いということで結論から言うと保険料率を上げるしかないというふうに聞こえたのですがそのように捉えてよろしいでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

先ほど担当の方から説明させていただきましたとおり、保険者として努力はします。たとえば収入に関しては、適正に滞納整理等を行い収入を確保する。ただし、それだけでは赤字解消は難しいと考えており保険料率の改定が必要と考えております。

(委員)

国保の加入者、4割が65歳から74歳の方であるとのことでした。働いている方は増えてきているとのことですが、年金で暮らしている方も多いと思います。物価高の影響もありまして保険料負担能力が低下するのではないかと思います。財政としては保険料を上げる、被保険者としては支払える財源が無くなる、そうすると保険料が払えなくなる人も出てくるのではないかという懸念を持ち合わせていると思います。その点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

国保に加入している方で年金収入の方も多くいらっしゃいます、また低所得者もいらっしゃいます。その方たちにも配慮した保険料率の改定を検討しなければなりません。

(委員)

では、配慮した保険料率は検討するというところで、具体的にもう検討

などはされているでしょうか。

(事務局)

具体的には来年度から検討してまいりたいと考えております。

(委員)

まだこれからということで見させていただければと思います。以上です。

(議長)

ほかに質問のある委員。

(委員)

資料1の2ページ 赤字繰入解消を目指すとありますが、赤字繰入の解消ができなかった場合はどうなりますか。とお聞きしたかったのですが、説明を聞いていて保険料を上げるしかないのかなって思います。流山市はここまで保険料を上げなかったのは、職員の方の徴収に関する努力や納付者の納付意識の高さにより何とか持ちこたえられたのかと思います。資料を読みましたが最終的には保険料を上げざるを得ないと思います。

委員からも質問にありましたように、年金生活者にとっては保険料が大きく上がってしまうと負担になります、そこについては事務局からもありましたように配慮して検討していきたいとのことでしたので、ぜひ考慮していただきたいと思います。要望です。

もう一点お願いします。資料1の1ページ私は当時委員ではなかったのでお聞きしますが、第1期計画時にも、この協議会で諮問され審議されたと思いますが、前回の議論等についてはホームページに議事録がありますので確認すればわかると思いますが、第1期計画時の答申についてどのような審議結果となったか教えてください。

(事務局)

第1期計画時の議論では、国民健康保険制度を健全な制度とするため、赤字繰入に依存するのではなく、適正な支出と収入の確保に努めること

が重要であり、そのため当該計画は適切なものであるという結論になりました。

また、答申における付帯意見としては、赤字削減・解消の対応策は、具体的な目標を持って取り組むこと。医療費の適正化について、薬局、医療機関等を積極的に活用すること。保険料率の見直しが必要であることは理解したが、被保険者の負担感を考慮し、急激な負担増とならないよう配慮することなどが挙げられました。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にありませんか。

(委員)

5ページの年齢構成を見ますと、第1期の計画では新型コロナウイルス感染症の影響もあって難しかったのもわかるのですが、基金も使い切ってしまうと第2期計画ではどんどん赤字額が増えて行ってしまいます。第2期計画ではうまく行って欲しいですが、うまくいかなかったときは今度団塊ジュニアが入ってきてしまいますので、後期高齢者への支援金とダブルパンチになり収入は多少増えたとしても支出が増えてきてしまう、それによってもっと赤字額が増えてしまうと思いますので、第2期計画ではバランスよくこれ以上赤字額を増やさないように中間報告を見ながら計画通り行っていただきたい。第1期計画では目標を立てても赤字額が目標に行っていないので、第2期計画では目標どおりきっちりやっていないと、第3期となったときに収拾つかなくなってしまうと思いますので、保険料を上げるのはしょうがないと思うのですが、目標どおりやっていないと5年後、10年後もっと首が絞まってきてしまって国保制度自身が破綻してしまうと思うので、バランスよく計画だけではなく実施もしていただければと思います。要望というか心配な点になります。

(議長)

今の意見について事務局どうでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。この計画で赤字繰入額をすべて解消できれば良いのですが、今の赤字繰入額を一気に解消しますと被保険者の負担がかなり大きくなってしまいますので、私どもは段階的に保険料率を改定して、その都度、計画を見直すような形をとっていきたいと思います。現在、保険料区分で一番にネックになっているのは、後期高齢者支援金になります。後期高齢者医療制度については、国は資力のある方についてはそれなりの負担を求めるような制度改正を検討していますので、それも踏まえて今後見直しの中で、検討していきたいと考えています。

(議長)

ありがとうございます。他に質問はございますか。

ご質問がないようですので、議題1を終了させていただきます。続きまして、議題2「令和6年度流山市国民健康保険事業計画(案)」及び議題3「令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」については、関連があることから一括して事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議題2の「令和6年度流山市国民健康保険事業計画(案)」及び議題3の「令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」は関連があることから、併せてご説明いたします。

着座にて失礼します。

始めに、資料2の「令和6年度流山市国民健康保険事業計画(案)」をご覧ください。これは、令和6年度の流山市の国民健康保険として、主にどのような事業を行っていくかというもので、予算作成上の基礎となります。具体的な対応数が多いので、新規なものについて説明します。1ページをご覧ください。

(1)「適用・適正化対策の推進」についてですが、保険料賦課額、保険給付費、県等の支出金、国民健康保険事業費納付金等の算定の基礎となることから、被保険者の資格の取得及び喪失を適切に行う必要があるため、①から④の具体的な対応により、適用・適正化を推進します。

①の適用・適正化調査及び②の重複加入者の職権による資格喪失につきましては、オンライン資格確認より提供される加入届出遅延の疑いがある方の情報や資格重複情報を活用して加入及び喪失の手付きを促し、資格の適正化を図ります

次に（２）の保険料の収納率向上の推進についてですが、①から⑩の対応により、収納率の向上を図り、保険料負担の公平性の確保に努めます。④の納期内納付の推進につきましては、新規加入者等に口座振替を積極的に勧めると共に口座振替手続きの簡素化を図るためにペイジー口座振替サービスやWeb口座振替サービスの導入を検討します。⑤の納付環境の整備につきましては、既に市税では導入されている地方税統一QRコードを利用した納付について、保険料にも適用できるよう地方税法の改正が予定されていることから、国の動向を注視し、情報収集に努めます。

次ページ、⑦の納付義務者への指導の徹底につきましては、令和6年12月2日に現行の健康保険証の廃止に伴い、これまで滞納者との接触の機会を確保するために交付してきました短期被保険者証や病院窓口等での負担が10割になる資格証明書が廃止されます。廃止後は、資格証明書の交付に代えて特別療養費の支給に変更する旨の事前通知の仕組みが国民健康保険法で定められたことから、この仕組みを利用し滞納者との接触の機会を作り納付相談等に結びつけます。⑧の財産調査の効率化につきましては、現在、預貯金調査については、預貯金等照会電子サービスを導入していますが、生命保険の調査についても電子照会の導入を検討します。

次に（３）医療費適正化対策の推進についてですが、療養給付費等の増加を抑制するため、①から⑦を実施し、医療費の適正化を図ります。次ページ、⑥の療養費などの適正化につきましては、柔道整復、あんま、はり及び灸の療養費の支給申請の二次点検を実施します。

3ページをご覧ください。

（４）保健事業の充実についてですが、国保被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の増加を抑制するため、①から⑤の保健事業の推進を行います。④の特定健康診査・特定保健指導、⑤の第3期データヘルス計画の実施につきましては、令和6年4月を始期とした第3期データヘルス計画に基づき特定健康診査受診率向上事業、特定保健指導実施率

向上事業及び糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業について PDCA サイクルに沿って実施します。なお、第3期データヘルス計画の内容につきましても、後ほど説明します。

次に（5）保険料率の見直しにつきましては、先ほど諮問をさせていただきました流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づき保険料の適正額の検討を行います。

（6）現行の健康保険証廃止につきましては、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証を保有している方、またマイナ保険証を保有していない方へ適切に対応をし、スムーズな移行に努めます。最後に（7）その他についてですが、①の国・県への要望につきましては、千葉県が目指しています令和12年度以降の将来的な保険料水準の完全統一化に向けて、本市の実情を踏まえた統一化になるよう県に強く要望してまいります。②の一般会計からの法定外繰入決算補填等目的分の削減に向けた施策の実施につきましては、流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づき削減・解消に努めます

以上で事業計画の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、「令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）」についてご説明いたします。

資料3の「令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算（案）」をご覧ください。始めに予算編成に当たっての国民健康保険の状況などについて、ご説明いたします。左側「1 国民健康保険加入者の見込み」についてですが、令和6年度は、世帯数が前年度比579世帯減の20,513世帯、被保険者数が前年度比1,073名減の29,514名と見込んでいます。被保険者数減少の主な要因は、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などによるものです。また、65歳から74歳の前期高齢者の被保険者数は674名減の12,888名と見込んでおり、全被保険者数の約44%を占めています。

次に「2 保険料率の推移」についてですが、料率の変更はありませんが、後期高齢者支援分の賦課限度額が2万円増額の24万円となり、3区分の賦課限度額の合計は106万円となります。

次に「3 赤字額」についてですが、県に収める事業費納付金は減少しましたが、その財源になります保険料収入や法定内繰入金が増えたため、前年度比571万7千円の増額となります。内訳につきましては

は、一般会計からの赤字繰入額が2億2,820万1千円、先ほどの第2期財政健全化計画の説明で述べましたが、一般会計からの赤字繰入を抑制する必要があるため、基金からの繰入として5億3千万円を取り崩します。これにより、令和6年度末の基金残高は265万7千円となる見込みです。

それでは、歳入歳出の主な科目について、ご説明いたします。右側の「4 令和6年度当初予算」をご覧ください。初めに歳入ですが、1の国民健康保険料についてですが、収納率につきましても、近年4か年の実績を踏まえて収納率を見込んでおり、現年度分93.48%、前年度比0.46ポイント増、滞納繰越分41.70%、前年度比0.55ポイント増としております。保険料総額の前年度比4,056万1千円の減額につきましても、被保険者数の減少によるものです。

次に、5の県支出金についてですが、歳出におけます保険給付費の内、主に医療給付費などに要する費用となっており、全額、県から担保されることとなっています。前年度比5億7,978万2千円の減額につきましてもは保険給付費の減少によるものです。

次に、7の繰入金についてですが、下から2段目の表「繰入金の状況」をご覧ください。繰入金の内訳ですが、一般会計からの法定内・法定外繰入金総額については、保険料法定軽減に対する公費負担分の保険基盤安定繰入金が減少したほか、基金から5億3千万円を取り崩すこともあり、前年度比2億2,025万4千円の減額で12億7,784万7千円となります。

次に、歳出についてご説明いたします。中段の表をご覧ください。

1の総務費についてですが、郵便料金の値上げ、柔道整復、あんま・はり・きゅうの療養費に係る二次点検の実施、人件費の上昇により、前年度費2,789万2千円の増額です。なお、令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止になり、マイナ保険証などへと移行になりますが、その事務に要する経費につきましてもは、未だ国から詳細が示されておらず、当初予算では計上できませんので、補正等で対応します。

2の保険給付費についてですが、被保険者の減少などにより前年度比5億7,978万2千円の減額としています。

3の国民健康保険事業費納付金につきましてもは、県が各市町村国保の年齢構成、医療費水準、所得水準及び被保険者数などを考慮して決定し

ています。現在の計上額44億3,743万9千円は、県から示された最新の仮係数に基づく算定額としています。前年度比5,670万8千円の減額、内訳になりますが、医療分1,218万7千円の増額につきましては、本市の医療費水準の上昇によるものです。後期高齢者支援金分4,367万9千円の減額及び介護分2,521万6千円の減額につきましては、被保険者数の減少や過年度分の清算による返納金の相殺により、県全体必要額が減少したことによるものです。なお、確定係数に基づく算定額は、今月末から2月上旬に提示されます。従いまして、時間的に当初予算編成に間に合わないことから仮係数に基づき算定された額を計上し、確定係数に基づく算定の結果を見て、令和6年度内に補正での対応を考えています。

令和6年度の歳入歳出予算総額は、対前年度比6億1,038万4千円減額の147億554万1千円となります。

なお、歳入歳出、各科目の詳細については、資料3-2、3-3に掲載していますので、ご参考にしていただければと思います。

最後に、令和6年度の予算編成に当たり、国保特別会計の特徴としては、被保険者数の減少により、保険料収入の減収、高齢化の進展により後期高齢者支援金分等の事業費納付金の高止まりにより基金からの取崩額を含めた赤字繰入はわずかではありますが、増えております。赤字繰入の解消・削減につきましては、令和6年4月を始期とする流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画に基づき保険料改定も視野に入れた保険料の適正額の検討を行いますので、その際には委員皆様方からの意見などを頂ければと存しますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わりとさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題2「令和6年度流山市国民健康保険事業計画(案)」及び議題3「令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算(案)」について説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

2 ページの②医療費通知とありますが、医療費通知はマイナンバーカードと被保険者証を紐づけることにより、マイナポータルで医療費通知の情報が閲覧可能となることの周知を図るとあるのですが、私自身紐づけているのですが見ることは可能なのですか。

(事務局)

マイナポータル上で閲覧できます。

(委員)

医療費通知が来なくても閲覧は可能ですか。

(事務局)

可能です。

(委員)

マイナポータルは出張所とかにあるのですか。

(事務局)

ご自身のスマートフォンからアプリをダウンロードしていただき利用可能です。

(議長)

ありがとうございました。他に質問はありますか。

(委員)

滞納のことについて確認しておきたいのですが、全体の収納に対する滞納率というのでしょうか、収納率93.48%とっておりましたが残りが滞納ということではよろしいのでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

予算のところでお答えさせていただきます。予算の調定額に対して収納率93.48%を見込んでいますので収納できなかった分が翌年度の滞納繰越分となります。

(委員)

滞納繰越分の推移はどのような状況でしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

滞納繰越額の推移について、各年度の決算調定額でお答えさせていただきます。令和元年度からお答えさせていただきます。令和元年度滞納繰越額の調定額は5億3,631万3,690円、令和2年度4億6,758万4,721円、令和3年度3億9,472万3,848円、令和4年度3億5,952万193円です。この4年間で約5億3,600万から3億5,900万円まで削減しているところです。

(委員)

ということは遡増状態ということではない、毎年増えて行っているということではないということですか。

(事務局)

先ほど係長から説明したとおり、調定額が減っておりますので職員の努力の結果だとみております。あと現年度についても力を入れておりますので流山市市税等コールセンターから電話催告等実施し現年のうちに納付してもらうように力を入れております。

(委員)

最後にこれから取り組まれると思うのですが、資産に関する把握などどのようにお考えなのでしょうか。つまり滞納者の財産調査としては、預金や現金となっていると思うのですが、それ以外の資産、国の方でも検討・議題にもなっておりますけども流山市ではどのようにお考えなの

かお聞かせください。

(事務局)

滞納処分する上で、差し押さえる資産としては、換価が容易なもの、例えば預貯金、給与がメインになります。あとは、それでも納付もただけず、資産がありそうということであれば、搜索、家宅搜索等を実施して、動産等の差し押さえも実施する場合もございます。

(委員)

いろいろな資産があると思うのですが、例えば暗号資産等あると思うのですけども今後対応されていくと思いますので。質問は以上です。

(議長)

他にございませんか。

(委員)

財政調整積立基金についてですが、令和6年度に5億3,000万円取り崩すとのことですが使い切って大丈夫でしょうか。令和6年度以降の基金についてどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

令和5年度残高5億3,000万円を令和6年度予算案でほぼ全額取り崩す予算案としております。一般会計からの赤字繰入について財政当局と調整したうえで行っており、予算の制約等もありますので令和6年度は5億3,000万円を取り崩さざるをえなかったところです。今後ですが、その年々の決算の収支による余剰金については財政当局と相談して基金に積み立てるのか調整していきたいと思っております。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にございますか、無いようですので、質問を以上とさせていただきます。

ます。議題 2、3 を終了させていただきます。

次に、次第のその他ですが、本日の配布資料にもありますように「条例改正」、「流山市国民健康保険第 3 期データヘルス計画」について事務局から報告があるとのことですので事務局から報告をお願いします。

(事務局)

令和 5 年流山市議会第 4 回定例会において可決されました条例改正についてご説明いたします。

今回の条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割保険料及び被保険者均等割保険料を減免するほか、所要の改正を行っています。

改正内容につきましては、お配りしています資料 - 4 により、ご説明いたします。

主な改正点として 3 点ございます。まず 1 点目の

1、国民健康保険料の産前産後期間の減額になります。

(1) 改正の事由・背景につきましては、出産時の保険料負担の軽減は、既に厚生年金、健康保険、国民年金では減免措置があります。国民健康保険でも同様の配慮を求める国会の附帯決議を踏まえ、子育て世帯のさらなる負担の軽減、次世代育成支援等の観点から出産する被保険者に係る産前産後期間、原則 4 か月間になりますが、所得割保険料及び均等割保険料について減免措置を講じ、減額相当額については、国、都道府県、市町村で負担することとなり、国民健康保険法施行令の一部が改正され減免措置の規定が創設されました。

本市においても、当該減免措置を講じるために本市条例の一部を改正したものです。

(2) 改正規定についてですが、出産被保険者の保険料減額の規定について第 20 条の 4 を追加、届出の規定を第 26 条の 3 を追加するほか、所要の整備を行いました。

(3) 対象者についてですが、流山市国民健康保険に加入しています妊娠 85 日以降に出産した被保険者になります。

(4) 対象保険料及び減額期間についてですが、①対象保険料は、対象となる期間の所得割保険料、均等割保険料になります。②減額期間ですが、下の図をご覧ください。単胎妊娠の方の場合は出産予定日又は出産

日の属する月の前月から4ヶ月間になります。多胎妊娠の方につきましては、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6ヶ月間になります。なお、今年度につきましては、条例施行日を令和6年1月1日としていますので、1月以降の期間に対しての減額となります。

(5) 公費負担割合についてですが、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担します。今年度の予算措置につきましては、国費等の申請額が確定次第、令和6年第1回定例会で補正予算を提出する予定です。

(6) 施行期日についてですが、令和6年1月1日から適用しています。

次に2点目の

2、特例対象被保険者等に係る届出についてですが、非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減の申請があった場合、従来は、雇用保険受給資格者証で確認していましたが、これに加え雇用保険受給資格通知も確認に用いることが可能となったため、本市条例第26条の2に当該書類を追加する改正を行ったものです。施行期日は、公布日の令和5年12月26日から適用しています。

次に3点目の

3、本市条例で引用している地方税法上の条項の変更についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年1月1日施行に伴い、本市条例で引用する地方税法上の条項に変更が生じるため改正したものです。関係する条項ですが、所得割額の算定を規定している第9条第1項、低所得者の保険料の減額を規定している第20条第1項第1号において、引用している地方税法附則第35条の2の6の第11項を第8項に、第15項が第11項に変更になる改正です。

なお、この改正により国民健康保険制度に関して何らかの変更が生じることはありません。

施行期日は、令和6年1月1日から適用しています。

以上で説明を終わりとさせていただきます。

第3期データヘルス計画については、担当から説明いたします。

(事務局)

第3期データヘルス計画(以下、「第3期計画」という。)の策定について説明します。

まず、「1. 第3期データヘルス計画と第4期健康診査等実施計画の

策定について」をご覧ください。

本市では平成30年度から令和5年度までの6年間を計画対象期間とした第2期データヘルス計画（以下、「第2期計画」という。）により国保保健事業を実施しているところですが、今年度が最終年度となることから、新たに令和6年度から11年度を対象期間とした第3期計画を策定するものです。

次に、「2. 第3期 データヘルス計画について」をご覧ください。まず、第3期計画の概要についてですが、第3期計画では、第2期計画の考え方を引き継ぎ、被保険者の健康レベル(生活の質)の改善と医療費の適正化という二つの課題に対して、各種保健事業を実施していくものとしております。

第2期計画からの変更した主な特徴として、①実施事業の優先度を明らかにしたこと②計画の対象範囲を若年層から全世代型へ変更したこと③実施事業の評価に千葉県の共通指標を導入したことが挙げられます。

次に、資料真ん中から下段をご覧ください。

第3期計画で具体的に実施する保健事業として、事業1特定保健指導実施率向上事業、事業2糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業、事業3特定健診受診率向上事業を主たる保健事業とし、事業を実施していくこととします。事業1特定保健指導実施率向上事業については、主な対策としては、特定保健指導での初回面接の機会の拡大に努めること。メタボ予防や医療機関とのかかわり方について啓発し、医療費の抑制につなげる。医療受診データを活用し、指導対象者への積極的なアプローチや服薬の把握に努め、受診勧奨により医療機関の受診を促すことにより、指導対象者を適正化し、相対的な受診率向上を図ることとしております。

事業2糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業については、主な対策として、予防プログラムにおける市と協力医療機関、保健指導実施医療機関との連携体制を強化し、対象者の参加を促す。重症度の高い対象者への医療機関への受診勧奨を図り、対象者数を減少させる。プログラム対象者と治療中断者に対してプログラム参加勧奨を行い、CKD重症度分類改善率を高めることとしております。

事業3特定健診受診率向上事業については、主な対策として現在実施しているAI分析を活用した受診勧奨が受診率向上に有効であることから、引き継ぎこれを実施し、実施医療機関数の拡大等により、受診率の

更なる向上を目指す。地域によって実施医療機関が少ない状況があり、市民の特定健診受診機会の補完や利便性向上、受診者の効率的な健診（検診）の受診機会の提供のため、集団実施等について検討することとしております。また、第3期計画において「その他の保健事業」として、新たに重複・多剤服薬者に対する保健指導の実施やCKD（慢性腎臓病）重症化予防対策、高齢者の保健事業及び介護予防等の一体的な実施事業などを掲げ、国保保健事業として広範な生活習慣病予防を実施していくこととしております。

以上で、第3期データヘルス計画素案の説明を終わります。

（議長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から「条例改正」及び「流山市国民健康保険第3期データヘルス計画」について報告がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

（藍川議長）

ご質問がないようですので、会議次第その他を終了させていただきます。

（議長）

他に何か質問等ありますでしょうか。

（委員）

本日配布資料で意見書とあるのですが、委員全員が出すのでしょうか。

（事務局）

流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）について、質疑等いただきましたが言い切れなかったことなどあるかと思いますので、本日配布させていただきました、「流山市国民健康保険第2期事業財政健全化計画（案）意見書」にご質問や意見等ご記入のうえ2月9日

（金）までに事務局までにご提出ください。

(議長)

他に何かありますでしょうか。無いようですので以上をもちまして、令和5年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会します。